

< 川越市 >

速報!

「裁判王」川合善明川越市長

”反川合”小林市議を、またしても名誉毀損で訴えた異常さ!

参議員選挙の真っ只中、川越市議たちの間では、まったく別の話題で持ちきりだ。川合善明市長がまたしても「名誉毀損」で小林薫市議を訴えたからだ。しかも川合市長が「不法行為だ」と訴えたのは、なんと小林市議の議会での賛成討論に対してである。これには「市長与党」と揶揄される川越市議らも呆れ果て、なかには川合市長の精神状態を危ぶむ声まで聞かれるようだと議会関係者も眉をひそめている。

川合市長は2020年2月3日にも、小林市議のブログでの発言を不法行為だとして、300万円の損害請求事件を起こしている(さいたま地方裁判所・川越支部)。同事件は2021年10月7日、小林市議に50万円の支払いを命じる一審判決が言い渡され、川合市長の請求の一部(6分の1)が認められた。

小林市議は控訴をせずに判決は確定したが、それは小林市議が「あまりにも馬鹿馬鹿しくて(川合市長に)つきあっていられない」という理由からだ。ところが、これに味をしめたのか川合市長は本年6月9日、またしても小林市議を相手に300万円の損害賠償請求訴訟を起こしていたのである。

しかも、今度は「小林市議が自分の議会発言をブログに転載したことが不法行為だ」というのだから、川越市議ら周辺からも市長の言動は異常だとの声が上がっているという。

本事件の状況を追ってみた。

小林市議の追及より先手を打った「裁判王」川合市長？！

今回の事件は、本紙が特集報道を続けている「警察ジャーナリスト・仙波敏郎氏VS川合善明市長裁判」から派生している。

[第1弾](#)

[第2弾](#)

[第3弾](#)

[第4弾](#)

川合市長による一連の「強制わいせつ容疑」について、川越市議会に請願した仙波氏と被害者である市民女性A氏に対して、川合市長は本年2月26日、750万円というペラボウな損害賠償請求訴訟を起こし、現在係争中であることは本紙既報のとおりだ。

弁護士でもある川合善明市長は、代理人をつけない本人弁護で裁判を続けているが、その訴状のなかで川合市長は、仙波氏の請願で紹介議員となった小林薫市議について「別途国家賠償法に基づく請求を行う予定である」と主張していた。

(5) なお、請願は紹介議員がいなければ受理されない（地方自治法第124条）。本件請願の紹介議員小林薫は、被告仙波と共同不法行為の関係にあるので、別途国家賠償法に基づく請求を行う予定である。

＜仙波敏郎氏に対する川合氏の訴状より抜粋＞

簡単にいえば、川合市長は、仙波氏の裁判当事者ではない小林市議に対して「訴状」を使って恫喝したも同然だ。小林市議は6月議会の答弁で「私をいつ国家賠償法で訴えるんですか？」と川合市長を追及していた。

だが川合市長は、その時点ですでに小林市議を相手取って本件事件を、お得意のさいたま地裁・川越支部に訴えていたのである。

小林市議に話を聞いた。

驚いたというより、もう恐怖ですよ。私も議員ですから国賠（国家賠償法）の基礎的な知識はあります。仮に川合さんが私のことを国賠で訴えるとしたら、川合さん個人が、市長である川合さんを訴えることになる。

自作自演というか、市長としても弁護士としてもあり得ないことを、訴状という法文書に書いて裁判所に出しちゃうんだから恐怖でしかない。

だから私は、議会でいつ国賠で私を訴えるのかと市長に聞いたんだ。できもしない裁判をちらつかせて私を脅したことになるから。そしたら、その私の質疑よりも前に川合市長は私を訴えていた。議場の川合市長は私の追及を聞き流しながら、内心で「もう訴えてやった」とばかりにほくそ笑んでたんでしょな。

川合市長のその笑顔を想像すると、ますます恐怖ですよ。

2019 年から連続6件！

市民と市議と弁護士を次々に提訴する川合市長の異常性！

もはや「裁判王」の異名がふさわしい川合善明市長は、2019年の市民女性A氏に対する名誉毀損裁判を皮切りに、連続5件の訴訟を起こしており、本件事件で6件目である。遡れば川合市長は、2017年1月17日に当時の川合市長の官製談合疑惑をさいたま地方検察庁に告発し記者会見を開いた市民団体「コレクト行政！連絡協議会」を訴え勝訴しているが、現在わかっている限り、川越市長としての川合善明氏が訴訟を起こした例はその事件が最初である。

その後、川合市長は公人でありながら、すべて「川合善明」たる個人として市民やその代理人弁護士、小林市議を相手に次々と訴えを起こしている。

【 原告 川合善明 裁判一覧 】

①	2017年1月17日	被告：コレクト行政！連絡協議会	原告：川合勝訴
②	2019年12月24日	被告：市民女性A氏	係争中
③	2020年1月14日	被告：市道不正認定住民訴訟原告 市民23名のうちの4名	原告：川合全面敗訴
④	2020年2月3日	被告：小林薫市議	原告：川合勝訴
⑤	2021年4月20日	被告：市民女性A氏・A氏の代理人2名	係争中
⑥	2022年2月26日	被告：仙波敏郎氏・市民女性A氏	係争中
⑦	2022年6月9日	被告：小林薫市議	第一回口頭弁論（8月4日）

2017年から、判決が確定した事件を含めれば、なんと7件もの裁判を起こしている「川合善明」氏だが、その訴えの内容はすべて、川越市長という公人としての名誉を毀

損されたというものだ。そのうえ、上記 ② ⑤ ⑥ ⑦ の4つの事件は、どれも川合市長による市民女性A氏に対する「強制わいせつ容疑」に関する名誉毀損損害賠償請求訴訟で、法律家の言葉でいえば「同旨同様」の争点の事件である。

まともな弁護士であればひとつの事件で訴えられる主張を、市長にして弁護士の川合善明氏は、わざわざ事件件数を増やして提訴している。その動機は、市民女性A氏と彼女を支援する仙波敏郎氏や小林市議に対する、川合市長の異常な敵意と執念にあることは明白だ。同時に川合善明という市長は、市民相手の最初の裁判で勝訴したことで、公人として裁判所を大いに「利用」できることに気がつき、以降、カラオケの十八番よろしく、スラップ訴訟を得意になって連発するようになったのだろう。

川合市長の「宿敵」清井礼司弁護士、小林市議の代理人を受任！ 「川合善明弁護士」は最高裁判例に挑む？

さて、川合市長から2度目の名誉毀損裁判を起こされた小林薫市議は、清井礼司弁護士に代理人を委任、同弁護士とコンビを組む内藤隆弁護士と共に受任された。

本年2月に川合市長から訴えられた仙波敏郎氏と市民女性A氏の代理人弁護士として、小林市議も面識があったからである。

本紙既報のとおり、清井弁護士は司法修習生時代、川合善明市長と同期で修習地も同じ長野だったことから、若き日の「川合君」を知る人物である。それが半世紀以上の時を経て、裁判で闘うことになるとは互いに予想だにしなかつただろう。

本紙は、東京の清井弁護士の事務所で、本件事件の第1回口頭弁論の打ち合わせを済ませた小林市議に詳しい状況を聞いた。

本 紙：第1回口頭弁論はいつですか？

小林市議：期日としては8月4日ですけど、裁判の第1回口頭弁論というのは答弁書を出して終わりですから、今回はその内容のすり合わせです。

本 紙：争点を教えてください。

小林市議：まあ、川合市長からの訴状（後掲参照）を見てもらえれば話は早いんですが、要するに私が仙波さんの請願の賛成討論で議会で発言したでしょう。あれは間違えないように議場で原稿を読んだわけですけど、

それと同じ原稿を私のブログに載せたことが名誉毀損の不法行為だってんだ。

本紙：あの時の先生の賛成討論は、議事録にも記録されていますよね。

小林市議：もちろんですよ。だから、清井先生、内藤先生も今回の私のブログに載せた原稿は議会発言と同じで、議員の議会発言は“その発言内容にかかわらず”不法行為にならないといえます。それは最高裁判例で明確に示されているそうです。

本紙：最高裁判例なら弁護士でもある川合市長は知っているのでは？

小林市議：いや、だからスラップ訴訟じゃないかと、私はそう思うんですよ。私は法律家じゃないけど、最高裁判例というのは法廷のバイブルみたいなものでしょう？
いくらデタラメな市長だってそれくらいわかってるはずだよ。そう考えれば川合市長の目的は、私に訴訟費用や東京の清井先生方の事務所と川越を往復しての打ち合わせという、金銭面でも精神的にも負担を強いて参らせてやろうということじゃないかと思えますよ。実際、私はここ最近の川合市長からの訴訟への恐怖、不安から不眠症になってましてね。病院で処方箋をもらっている始末です。

簡単にいえば、川合市長は「国家賠償法に基づいて」小林市議を訴えることが、市長である自分を訴えることになることと事後に気がついて、しかし何もしないのでは怒りが収まらないから、強引にでも名誉毀損裁判を起こしたということである。

それとも、まさか「川合善明弁護士」は、議員の職務執行のための議会発言は“その発言内容にかかわらず”不法行為にはあたらないとした最高裁判例を覆す挑戦として、今回、小林市議を訴えたとでもいうのだろうか？

おかしな、オカシナ、可笑しな「川合ロジック」

裁判所を部下だと思っているのか？

卑怯千万・川合市長をバッサリと切り捨てる清井弁護士の辣腕！

ここで小林市議が本紙に開示してくれた本件事件の訴状を見てみよう。
まず目を引くのは、独創的な「川合ロジック」による主張だ。

「嘘も百遍言えば本当になる」という言葉があるが、特に男性にとっての女性関係に関する情報は、反復継続して掲出・提供されると、それが何の根拠もない全くの虚偽情報であっても、人柄を直接知る機会がない多くの人には「(その様なことは)有り得るだろう。」という印象をいだかせるものであり、原告の社会的評価を低下させる効果、危険性は大きい。

ましてや、被告は川越市において四半世紀以上に亘りその職にあるベテラン議員、最古参の市議会議員である。長きに亘り市議会議員という公職にある者が、一時の感情に任せての発言ではなく、文章・文書により公表流布させようとするのである以上、裏付けがある事実であろう、真実のことであろうという印象を一般人に抱かせる効果は大きく、原告の名誉を著しく毀損するものである。

<原告川合訴状より抜粋>

川合市長の訴状におけるこの文節こそ、本紙が常々指摘する「川合ロジック」の典型だ。そもそも川合市長は本件事件を含む一連の「市民女性A氏に対するわいせつ容疑」について、公人としてただの一度も否定も説明もしていない。説明責任を果たさないばかりか、問題を議会に上げようとした仙波敏郎氏の請願も、事実上潰している。

それでいて、訴状には「人柄を直接知る機会がない多くの人には「(その様なことは)有り得るだろう。」という印象をいだかせる」と書いている。

仙波氏の事件の代理人でもある清井弁護士はこの点について、原告川合は釈明や否定の機会を自ら放棄しているという主旨の反論をしている。嘘を百篇言われる前に公に否定ないし釈明を行うことが市長としての義務であり、川合市長には当然その機会はいくらでもあった。普通、公人としての否定なり議会での議論が先にあり、その後も紛争が止まないときに法的措置が講じられる。

だが川合市長は、その順番がまるきりアベコベだ。市長としての責任を追及されても一切無視し、まず裁判所に持ち込んで事件化し、その結果を「無実」の証明に援用する手口を使う。それは2017年、川合市長が最初に勝訴した「コレクト行政事件」から、川合市長の「自分に逆らう者」を潰すための常套手段となった。

川合市長は、裁判所も「市長」である自分を厚遇するはずだとの思い上がりを前提に、裁判所を「利用」して、自分に不都合な主張を排撃してきた。それだけでも卑劣極ま

りないが、たとえば住民訴訟原告市民を訴えた裁判で全面敗訴となれば、控訴もせずにすごとと逃げ隠れするという卑怯千万さが、川合市長の本性を雄弁に物語っている。川合市長は裁判所を「部下」だと勘違いしているのだろうか？

前掲した原告川合の訴状に対して、
小林市議代理人の清井弁護士は答弁書で次のように、バッサリと切り捨てる。

「日本社会では、公人たる地位にある者が、嘘だ、嘘だ、と声を張り上げて反復継続すれば、人の良い市民はコロッと騙される、ということも、身近にはよくあることである、と指摘しておく。」

＜小林市議の答弁書より抜粋＞

川合市長を支援する市民たちも、自分たちが騙されていないか警戒するべきだろう。

確定判決を忘れる川合市長は記憶喪失なのか？

議員らは **市長勇退** を進言せよ！

小林市議による、仙波敏郎氏の請願賛成討論の原稿を、小林氏自身のブログに掲載したことを「名誉毀損の不法行為」だと訴えたのが、今回、川合市長が新たに提訴した事件だ。しかし、この川合市長の提訴は、予め破綻しているといえる。

小林市議が2020年2月3日に川合市長から訴えられた名誉毀損裁判では、争点は小林市議の「ブログ」内における反川合発言の一部が不当とされた。だが同時に同事件の判決（さいたま地裁・川越支部 齋藤憲次裁判長）は「市会議員の市議会における発言については、その発言内容のいかんに関わらず、不法行為は認められない」と判示している。つまり、川合市長の「強制わいせつ容疑」に言及した小林市議の「議会発言」は、その内容に関わらず不法行為ではないことが、すでに明瞭なのである。

それにも関わらず、小林市議の請願賛成討論の内容をブログに掲載したことを名誉毀損だと主張する川合市長は「議会発言それ自体と、同じ内容であってもそれをブログに掲載することは違う」というのである。

前述のとおり、小林市議の当該賛成討論はその全文が川越市議会の議事録に記録されている。要するに川合市長は、議事録の転載が不法行為だと力説しているのだから、文字通り正気の沙汰とは思えない訴えを起こしたことになる。

こうなると川合市長は記憶喪失を疑われても無理はない。ただでさえ問題だらけの川合善明市長が、さらに市政を危うくし市民に被害を拡大させる前に、市民代表である川越市議会議員らは、ぜひとも川合善明市長に対して市長勇退を進言するべきではなからうか？

本件事件は一連の「原告川合」スラップ訴訟を担当する、さいたま地方裁判所・川越支部の、まったく同じ合議体（複数の裁判官による審理）裁判官たちが訴訟指揮を執る。本件事件は8月4日に第1回口頭弁論を迎え、その後の裁判の行方は、絡み合う「同旨同様」の事件によって左右されるだろう。言うまでもなく、その核心部は「市民女性A氏」の存在だ。川合市長は、自らにかけられた市民女性A氏への「強制わいせつ」を否定し叩き潰したい。それも、議会や記者会見などを通して市長として行うべき釈明、説明責任を放棄し、裁判所という公権力を使う卑劣な手段を講じてである。

このような人物が、あと5か月先に「市政施行100周年」を迎える川越市の市長なのである。川越市議会で唯一人、川合市長を追及する小林薫市議が、川合氏によるスラップ訴訟の標的にされ続けても「触らぬ神に祟りなし」と下を向く議会などは市民の血税で食うだけの、腐敗した「商売政治家」でしかあるまい。

いま、SNSによって政治が大きく変わろうとしている時代である。内閣だろうが地方だろうが、川合善明市長のごとき腐敗政治家を暴くのは本紙だけではない。個人単位の民意と世論が、政治家や巨大企業を攻撃できる時代なのだ。

川越市議たちが、仮にも初当選したときの初心、支援してくれた市民への感謝と「選良」たる使命感を忘れていないならば、平然と市議の息の根を止めようとする独裁市長を、これ以上、許してはならない。

本紙は引き続き、小林市議を援護射撃しながら本件を続報する。

★ 裁判所呼出状

★ 原告川合訴状